

令和3年2月12日

県政記者クラブ 各位

## 野見・須崎湾における貝毒の発生について

### 1 概要

令和3年2月8日に野見湾でサンプリングしたカキから、同年2月12日に国の規制値（4.0 マウスユニット/g）を超える 25.0 マウスユニット/g の麻痺性貝毒を検出しました。

この貝毒は、貝毒原因プランクトンを二枚貝類が摂食することにより、一時的に二枚貝内に毒素が蓄積するものです。

このことから県では、野見・須崎湾周辺住民や漁業関係者に対し、須崎市、近隣漁協を通じ、カキ、ヒオウギガイ、アサリなどの二枚貝類の採取及び出荷を自粛するよう要請します。

### 2 今後の対応

今後、当該海域の貝毒原因プランクトンの発生動向を調査するとともに、貝毒量が規制値以下になるまで野見・須崎湾の貝毒検査を実施します。

検査結果については随時、高知県漁業振興課ホームページに公開します。

### 3 その他海域の貝毒検査結果

二枚貝類が採取又は養殖されている海域において、計画的に貝毒検査を実施しています。

なお、野見・須崎湾以外の海域では国の規制値を超える貝毒の発生は確認されておりませんが、計画的な検査を継続し、状況に応じて監視を強化します。

※ 近年、貝毒の発生に起因して、発生海域以外の二枚貝養殖業で風評被害の発生が見られております。今回、野見・須崎湾以外の海域で国の規制値を超える貝毒の発生は確認されておりませんので、報道機関各位におかれては正確な報道についてご配慮をお願いします。

### 参考) 1 麻痺性貝毒について

- ・二枚貝が有毒プランクトンを摂食することにより、体内に毒素が蓄積される。この毒化した二枚貝を人が食べることで中毒を起こす。
- ・国は平成 27 年に新たに規制値を定め、1 g 当たりの可食部毒力が 4.0 マウスユニットを超える場合は、食品衛生法第 6 条第 2 号に違反するものとして取り扱うこととなっている。
- ・また、県は平成 27 年の農水省通知に基づき、4.0 マウスユニット以上で貝の出荷自主規制を指導することとしている。

### 2 マウスユニットについて

- ・貝毒は、その毒力をマウスユニット (MU) という単位で表し、1 MU/g は、体重 20g のマウスを 15 分で死亡させる毒力。

### 3 過去 3 カ年の県内での麻痺性貝毒発生状況

年度	海域	検査貝種	規制開始日	規制解除日	規制開始時毒力
平成 30 年	甲浦港	カキ	4 月 19 日	5 月 30 日	4 5. 9 MU/g
	宿毛湾	ヒオウギガイ	6 月 13 日	10 月 9 日	4. 5 MU/g
	宿毛湾	ヒオウギガイ	11 月 15 日	—	4. 9 MU/g
平成 31 年	宿毛湾	ヒオウギガイ	—	—	4. 9 MU/g
令和 2 年	宿毛湾	ヒオウギガイ	—	1 月 17 日	4. 9 MU/g
令和 2 年	宿毛湾	ヒオウギガイ	5 月 27 日	8 月 27 日	1 1. 0 MU/g

#### 【問合せ先】

高知県漁業振興課 黒原、松木

TEL : 088-821-4606

088-821-4613

高知県食品・衛生課 十川

TEL : 088-823-9672